

令和6年度第1回平塚市行政改革推進委員会議事録

開催日時 令和6年8月5日（月）午前10時00分～午前11時30分
場 所 市庁舎本館 3階 302会議室
出席委員 諸坂委員長、長尾副委員長、大久保委員、清水委員、久田委員、守屋委員
出席者 今井副市長、津田副市長、企画政策部長、デジタル推進担当部長、総務部長、
財政課長、デジタル推進課長、資産経営課長、行政総務課長、職員課長
事務局 企画政策課（課長、課長代理、主査、主任）
傍聴者 0人
内 容 1 副委員長の選出
2 議題
（1）平塚市行財政改革計画（2020-2023）令和5年度取組結果
（2）第7次行財政改革【第2期】平塚市行財政改革計画（2020-2023）取組結果
3 その他

【委員長】

それでは、「1 副委員長の選出」になります。

この会議は、平塚市行政改革推進委員会規則第5条により、副委員長を置くことになっています。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その代理を務めていただきます。副委員長の選出は、委員の互選により決定することになっています。御意見がありましたらお願いします。

【委員長】

御意見がないようですので、事務局一任ということで、皆様いかがでしょうか。

異議がないようですので、事務局から提案をお願いいたします。

【企画政策課長】

事務局案をお示しさせていただきます。副委員長は長尾委員にお願いしたいと思います。

【委員長】

事務局から、長尾委員を副委員長へ推薦する提案がありましたが、いかがでしょうか。

それでは、異議がないようですので、副委員長は長尾委員に決定いたします。よろしく願いいたします。

【委員長】

それでは、「2 議題（1）平塚市行財政改革計画（2020-2023）令和5年度取組結果」について、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課主査】

～ 資料1-1～資料1-4に基づき説明 ～

【委員長】

皆様から御意見等がありますか。

【守屋委員】

資料1-1の3ページ(2)施設の総合的管理について、境界等の課題があり、売却に適さないということですが、課題については解決できる課題なののでしょうか、それとも、解決できない課題なののでしょうか。

【資産経営課長】

課題についてですが、市有地には大きな土地から小さな土地が多々ございます。また、昔から地域の中の一部として使われてきた市有地で、特に境界が未確定というような土地が多くございます。隣接地との境界が確定できない、土地の所有者が不明とか、そういった土地が多々ございまして、そうした土地を市の方でも独自に調査をして、境界確定の相手方を特定したいと考えていますが、なかなかできないような土地がございます。そうしたところがずっと塩漬けになっていますので、今回は過去から長年にわたってそのような状況になっているような土地を、専門家の方のお知恵をお借りしまして、その解消に取り組んだところです。その結果、4件入札をかけて、そのうちの1件貸付けに至ったというようなところでございます。

【委員長】

ということは、これは境界等の課題があり、売却に適さないけれども、貸付等の契約が進んだということは、もう境界等の問題はある程度クリアしたってという意味合いでしょうか。

【資産経営課長】

全てをクリアはできない状況もございますが、課題解消に向けて取組を行ったということです。

【委員長】

これは継続的に対応していくということですね。最終的には裁判にかけて、境界確定をせざるを得ないのですけれども、原告が出てこなければ判決がすぐ下りますので、土地所有者がよくわからない場合は呼び出しても来ないので、確定になります。

【守屋委員】

4件は一応、解決したような形で貸し付けを募集したと思いますが、その他にはどのくらいの土地があるのでしょうか。

【資産経営課長】

具体的な件数は言えませんが、多くの土地が過去からございまして、市営住宅の跡地とか、そういったところが残っていますので、今後も引き続き解消に向けて努めてまいりたいと思います。

【守屋委員】

現状の件数があって、それに向かって数値目標を立てることができると思います。今現状100件あるなら100件、そのうち1件でも2件でもいいです。これこそ私は数値目標の中でやっていかないと、いつまでたっても後ろに引っ張っていただきたいと思います。できないのはできないでもいいのです。例えばABCランクを付けてもいいと思います。そうやっていかないと、いつまでたっても4件ぐらいやればいい、というようなことになってしまうので、何年計画でやるという目標もありますし、件数や面積などの数値目標もあります。具体的な目標値として年数もない面積もない件数もない。これでは、ちょっと頑張っていない、もうちょっと頑張ってもらいたいなと私は思います。委員長どうでしょうか。

【委員長】

はい、私も同意見でございます。そのようなかたちで積極的に可視化する、数値化するという努力はしていただければと思います。

【大久保委員】

私はご遺族サポートコーナーが気になっていましたので調べてみたのですが、以前よりは進歩したかなと思っていますが、まだ今ひとつかなという気がしています。理想を言えば、ワンストップで利用者の方はご遺族サポートコーナーを動かずに全部手続きが終わるといいと思います。あるいは自宅からウェブで市役所に来なくても全部手続きが済むというのが、理想だろうなと思っています。とはいえ、私は7年前に母を亡くしていろいろ手続きしたのですが、そのときよりは進歩しているなと思っています。今後は、どのくらい理想に近づけるべきかというところだと思います。現在平均して、1日何人の方が、このご遺族サポートセンターを利用しているのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

ご遺族サポートコーナーでございますが、こちらは御家族などが亡くなられた際に必要となる手続きの受付やサポートを行うための案内窓口でございます。事前の御予約をいただくことで、必要となる手続きや持ち物をあらかじめ御連絡するとともに、一部の手続きについては申請のサポートを行うことで御遺族の負担軽減や滞在時間の短縮を図っております。実績でございますけれども、少し古い数字になってしまいましたが、令和4年度の9月15日から開始をしております、令和4年度下半期の利用件

数が約1,400件、令和5年度の上半期の利用件数が約1,100件、合計で年間2,500件程度の利用がありました。令和4年度の死亡届の年間件数が約3,500件でございましたので、約7割の方がこちらのコーナーを御利用いただいていると考えております。こちらのコーナーでは、できるかぎりワンストップで手続きを行えるように努めてはおりますが、なかなか全ての手続についてワンストップで行うことには、いろいろな課題があって難しい状況でございます。今後も引き続き、コーナーのサービス拡充に努めてまいりたいと考えております。

【大久保委員】

先ほども言いましたように、理想に近づきたいという気持ちはあると思いますが、それでもやはり費用対効果ということがあると思いますので、あまり利用者が少ないのに手をかけてもしょうがないと思います。ということで、今、1日に何人の利用者がいるのでしょうか。

【デジタル推進課長】

令和5年度につきましては、1日平均10件となっています。先ほど御説明ありましたとおり、予約をあらかじめ取ってからその日に来る方と、それから当日飛び込みでいらっしゃるというような方もございます。おおよそ予約の方が1割ぐらい、予約なしの方がやはりかなり多いような状況でございます。

【委員長】

日に10件というと結構な利用者がおられるイメージですけどもね。お1人に、例えば小1時間ぐらいかかると思いますので、もうフルで稼働しているようなイメージですよね。

【デジタル推進課長】

今窓口が三つ常設で、その三つで足りない場合は、市民課の異動担当という異動の手続きをする窓口にも人をつけて、そこで対応するというようなかたちになっています。手続きの種類としては、例えば、税金の関係が保険年金、介護保険、軽自動車税とかバイクの関係、それから障がい福祉、子どもの関係、下水道、ペット、霊園の関係など、なるべく広く手続きはできるようにしていますが、やはり詳細を聞き、最終的な手続きができないということであれば、専門のところとなってしまうので、その部分については担当の課の方に行っていただくことになります。

【委員長】

これを全部回ると、これは大変な漏れもあるでしょうからね、ワンストップを目指すということは素晴らしいと思います。

【委員長】

その他何かお気づきの点、御質問等はございますでしょうか。

【副委員長】

年度を通して皆様には活発な取組を行っていただいていると思っております。資料1-4の3ページの未達成の項目で、BPR推進事業の目標値としては、BPRの必要性を理解した職員の割合が95%以上とある中で、実績の87%という数字がちょっと気になりました。BPRを推進するに当たって難しいというような話があったのか、それとも必要とは思わないというような意見があったのか、具体的に教えていただければと思います。またそういった意見をどう軌道修正していくかというのが、次年度以降の計画に繋がるかと思います。またこれは企業においても同じような状況が見られるかと思いますので、いろいろ御意見いただければと思います。

【デジタル推進課長】

数字として、13%の方が必要を感じないというような回答になっているのですが、人数で言いますと10人です。78人のうち10人の方が必要性を感じていないというところですが、BPRの取組の流れを説明しますと、現在の課題を見つけてきます、その課題に対して理想がありますのでそのギャップをどう埋めていくかを見つけ、現実的に今の段階でできるものはどんなものか、それに取り組むという流れになっています。アンケートの詳細を見ると、本当に不要だと思っているというよりは、必要性は感じているのだけれども、今の仕事が非常に忙しいので、それに取り組んでいる時間がないというところで、実際にはやりたいのだけれどもやれないというような意味合いを含めているのが4人で、本当に取り組む気はないという方が6人というような結果が出ています。この6人の方の中には、今言ったように、BPRが非常に重たい作業なので、もう少し手軽にできるようなスキームを作ってもらえないかというような意見を付している方もいました。ということから、現状の仕事の量、それから取り組まなければいけないことに少しギャップというのがあるかなというところがございます。実際の必要性が長い研修だけでは理解いただけないかなと考えましたので、1分間でBPRがどうして必要かということがわかる動画を、デジタル推進課で今年度作成しまして、庁内全体でいつでも見られる場所に格納して見てもらう、そのような取組などはさせていただきます。

【副委員長】

きちんと分析されているなというふうに思いました。また一方でそういう方を味方につければ、推進というのはうまくいくかと思しますので、ぜひ御検討いただければと思います。

【委員長】

この10人中の4人の方は、必要性は感じていらっしゃるのではないのでしょうか。この質問は必要性を感じているかなので、実際にはやりたいけれど忙しくてちょっと手が回らない4人は、必要性を感じているに入るのではないですか。

【デジタル推進課長】

アンケートで印をつけていただいておりますので、アンケート結果としてこの数字を直すことがで

きません。ただし、自由記入欄がございまして、普段の業務で負担感や非効率さを感じているという6人の方は、BPRに取り組んでみたいと思いますかという質問項目では、機会があれば取り組みたい、どうしてBRPに取り組めないかという質問項目では、忙しいから取り組めないというような回答でした。

【委員長】

デジタル推進員の方で必要性を感じていない方が6人おられるので、ここはもう少し底上げを。一般の職員さんならまだしも、デジタル推進員の方で6人の方が必要性を感じていないっていうと、もう少し何か仕掛けないといけない気はします。部署の特色としてBPRがそぐわないのであれば話が変わってきますが、必ずしもそういうことではないですね。

【デジタル推進課長】

今、システムを導入していない課は、おそらく2課だけですし、また、当然BPRはシステムを入れることだけではございませんので、そもそも手続きをやめることですか、それからバラバラでやっていた手続きを一緒にしましょうというようなことも含めていますので、デジタル推進員だけではなく、職員全員がBPRを必要だと感じてもらえるよう、引き続き研修などで周知してまいりたいと思います。

【清水委員】

資料1-3の財政健全化成果一覧を見ると、未利用地等資産活用事業とともに効果額が大きいのは、やはり債権徴収の推進事業なのですね。二つほど伺いをしたいのですが、一つはそれぞれの市町村によって状況が変わってくるので、なかなか平均を取ってというわけにはいかないのかもしれませんが、この債権の未徴収の割合はざっくりと他の市町村とか平均と比べて平塚市がどういう状況なのか。もう一つは、以前の会議で、徴収をアウトソーシングするという話があったと思いますが、それに対しての報酬が結構高かったというような記憶があります。その辺のところが、もし今お手元でわかるようでしたらお知らせいただければと思います。

【企画政策課課長代理】

回収業務の委託でございしますが、現時点で本市では、市民病院の方で令和4年度から回収業務について弁護士法人に委託を行っておりまして、そちらの方は完全成功報酬制で実施をしております。現時点の成功報酬率は23.5%です。

【今井副市長】

税の収納につきましては、県内の自治体の中では最近成績がよく、県内で3番とか4番くらいの位置にいるようです。99%以上の徴収率になっています。また、収納率の向上に向けては、各債権で様々な工夫がされておりまして、今のアウトソーシングの話もそうなのですが、県で税の専門の職をされていた方が定年を迎えられて、引き続き今度は市の方に入って担っていただくなど、そのような工夫

を重ねたりしているのがだんだん効果を発揮しているようです。

【清水委員】

ありがとうございました。それであればありがたいなと思います。先ほどの23.5%については、前回の会議で、他と比べてどうなのかという話があったのですが、これもある程度許容の範疇の報酬と考えていいのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

他市と比べての報酬の割合でございますけども、市民病院の方で調べた中では、こちらの割合については他市と同じような水準ということで承っております。

【委員長】

その他いかがでございましょうか。はい、お願いします。

【久田委員】

資料1-1の4ページ（5）の身近で利用しやすい行政サービスの推進で、行政手続きオンライン化の取組では、電子申請システムの利用が年々増加しているという話で、令和5年度は、25,228件の申請があったということですが、これは全体の何%ぐらいを占めるのかお聞きしたいと思います。

【デジタル推進課長】

まず全体の件数ですけれども、手続きの総数は1,006種類あります。このうち、令和5年度で249種類を新たにオンライン化しました。合計で859種類の手続きについてオンライン化ができました。手続きの数に対するオンライン化率は大体85%ぐらいでございます。ただ、手続きのトータル件数は把握しておりませんので、25,228件が全体に占める割合は、申し訳ないのですが数値としては持ち合わせておりません。

【久田委員】

ありがとうございます。確認しますと、249種類の手続きの中では80%程度は電子申請化できているという理解でよろしいでしょうか。

【デジタル推進課長】

行政手続きの数自体が1,006種類、令和5年度は手続きのうちの249種類をオンライン化しました。令和3年度、4年度、5年度と3ヶ年で取り組んでおりますので、3ヶ年の合計につきましては859種類です。1,006種類の手続きのうち859種類がオンライン化できている手続きとなります。ただこの手続きなのですが、例えば今年限りしかないアンケートですとか、あるいはコロナワクチンの関係の手続きなど既に終わってしまっているものがあつたりしますので、毎年毎年この件数は変動してしまいま

す。そのとき限りのものもありますので、大体85%の手続きに対してオンライン化したということで御理解ください。延べ件数は把握しておりません。

【委員長】

今の関連なのですが、庁内の雰囲気として、25,000件ぐらいの手続きがオンラインに移行することによって、窓口負担は減るわけですね。いちいち対面でアナログ対応していたものが、全部オンラインに切り替わるわけですから、庁内の雰囲気としてはやはりオンライン化して、その職場の皆さんの仕事は、ある程度緩和されたというか、忙殺されなくて済んだというか、そういう空気感の変化はありますか。

【デジタル推進課長】

職員の空気感ということでございます。実際にオンライン化をするというときに、100%オンライン化というのはなかなか難しいです。窓口と電子、やっぱり二重対応になってしまっているところが多いです。今の段階で100%オンラインのみの手続きにしていまいますと、不慣れな市民の方もいらっしゃいますので、そこが難しいところです。ですから負担感として減っているかという、そうではないと思います。ただ、市民の方にオンラインでやっていただくことによって、紙での手続きよりも便利な部分は、職員側の事務処理としてもあります。実際にe-kanagawa電子申請システムという仕組みを使うための研修を実施していますが、研修に参加する職員が増えていきますし、手続きも増えるということは、やはり職員としても必要性を感じていますし、一定程度デジタル化になると自分たちの仕事も省力化されるというところは認識しているかと思います。

【委員長】

今まさに過渡期ですね。無人のスーパーのレジでは、私は分からないのでスタッフさんにやってもらいます。申し訳ない気もします。対面の方が早いのではないかと思いますけど、過渡期ということですかね。

【久田委員】

全体の感想なのですが、2020年度から2023年度の結果を見ると、かなり順調にきていますし、平塚市自体は、総合計画を策定するときの資料でも、財政的にも神奈川にある同じような規模の地方自治体と比較しても遜色ないというか、むしろ非常に良い状態にあるのかなということがわかりました。これから新しく策定された総合計画をもとに、行財政改革計画で事業をピックアップして、委員会は進んでいくとは思いますが、事業をピックアップしていくときに、事前予想として、なぜこの事業なのか、この事業に取組み達成することによって、どれぐらい効率化できるかという見通しの数値、先ほど守屋先生の方からもありましたが、なるべく数値化をして、それで検討の俎上に上げていただきたいというのが希望です。

【委員長】

その関連ですが、非常に効果が上がっているということですが、資料1-1の裏面、1ページ2番のところで、効果額が約6億2,000万ということで、すごい金額だなと思うのですが、この6億2,000万というこの金額が行政の皆様の感覚からして、例えば5段階評価ABCDEで、まずまず良かったというBなのか、それとももう少し良かったというCなのか、その辺りを市民目線でわかりやすく評価されるとどういう形になるのでしょうか。この6億という数字に満足できるのか、それとも、いやもう少し良かったと思うのか、その辺りを市民的にはわかりやすく説明してほしいと思います。

【企画政策課課長代理】

令和5年度の財政健全化効果額の評価ということでございますけれども、この効果額につきましては、令和5年度に必要な事業に最大限に取り組んだ結果ということでございますので、そうした点では一定の評価をしているところでございます。ただし、次の議題でも報告をいたしますが、4年間の計画の中では、実は令和5年度が一番低い効果額となっておりますので、そうした面では、まだ頑張っていく余地は残されているのかなというように考えています。

【委員長】

議事録に残り、市民の方が見られたときにイメージが付きやすいと思いますので、今の御発言は重要だと思いました。ありがとうございました。

【副委員長】

行政の効率化に関して、資料1-4の16ページの定員適正化事業ですが、職員の適正配置ということで、職員を適正な職場に、適正な人員を配置するということが業務の効率化に繋がりますが、一方で、公募なども行っているとあります。気になったのが、職員の方の定着率、転職についてです。我々の民間企業におきますと、やっぱりこういった同じような取組の背景には、実は転職率が高いということがありますので、その辺りを聞かせていただける範囲で伺えればと思います。

【職員課長】

職員の適正配置という中で、定着率というお話をいただきました。民間企業と比較をしますと、比較的定着率が高いのではないかというふうに考えている時期もございましたが、やはり労働市場が大きく変わっておりまして、次の新しい仕事を見つけて退職するという職員も増えてまいりました。全体では10人いくらかいかないか程度かと思いますが、実感をしているところでございます。今年度からの新たな行財政改革計画の中で、また、今後、職員の育成方針の改訂を進める上でも、職員の定着に関してもしっかり意識していかなければならない問題と捉えています。

【清水委員】

資料1-4の6ページ公立幼稚園・保育園再編等事業について、前回の会議でもお伺いをしたと思うの

ですが、土沢地区に整備する認定こども園は、設置運営法人候補者の募集に応募が無かったため、改訂版で公立園として整備する方向性を示したということですが、全体の子育てサービスのブロックを考えたときに、そこにどうしても空白地域ができますで、認定こども園が必要だということはよくわかります。ただ、民間からの応募がなかったというのはそれなりに意味があると思います。こうして一生懸命皆さんで行政改革を進めながら、認定こども園の整備に大きな費用がかかってしまうのも如何なものかなと、そこまでニーズがあるのかなというところが、私はどうしても疑問に思っています。そのあたりについて、お答えをいただけるとありがたいです。

【企画政策課長】

市としては、子育てに関するサービスの空白地域というのはあってはならないものと考えています。確かに民間が手を挙げなかったということには何らかの理由があるのかもしれませんが、かといってそのままその部分を補わないということはないと思っております。今回の土沢地区の認定こども園につきましては、市で整備運営をすることで、市全体として子育てサービスの維持をしていきたいと考えています。

【清水委員】

今後様々な協議をされるということなので、その中で住民サービスという部分と効率化という部分とニーズという部分をぜひ議論していただいて、方向性を見定めていただければと思います。ありがとうございました。

【委員長】

民間企業が手を挙げないからこそ行政が下支えをしなければいけないという考え方も一方であって、しかしながら、費用対効果も考える必要があります。このバランスが非常に難しいのかなと思います。けれども子育てというのはもう生活のベースの部分ですよ。そうすると、このいわゆる安心安全快適性の、安心安全の部分は黒字ベースで考えないということは、基本的な行政的なスタンスで、快適性の部分は黒字ベースで考えていくものです。赤字になるなら公園をつくる必要はないのですけれども、例えば象徴的に言うならば、警察消防は赤字になってもやるというスタンスです。事故がない事件がないから警察を縮小するということはありません。そういう意味ではこの安心安全の行政の流れる血液の色と、快適性に流れる血液の色が違うものです。子育てというものはどうしてもベースメントの部分になると思いますから、民間が手を挙げないからこそ行政が下支えをしなければいけないというのは、法学的にはすごく納得がいくところですが、これはガバナンスの経営とかマネジメントの話になってくると、ちょっとそこはよく考えないと、そこにお金を使うのですかというの、清水委員のおっしゃったとおりかなと思います。やっぱりどれだけきちんと議論したかというそのプロセスが重要だと思います。結論ではなくてどういう丁寧な議論をした上で、このような結論になったのかというところが、きちんと議事録等で残って、それが市民の皆さんに可視化できて、市民の皆さんの御理解を得られる、そのプロセスの方が重要かなと思いますので、ぜひ丁寧な

議論をしていただければと思います。ありがとうございます。重要な指摘だと思います。

【委員長】

それでは、「2 議題（2）第7次行財政改革【第2期】平塚市行財政改革計画（2020-2023）取組結果」について、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

～ 資料2に基づき説明 ～

【委員長】

資料2の4ページの5 財政健全化効果額について、令和2年度から毎年どのように推移しているかというところですが、令和5年度は約6億2,000万で、直近の4年間では一番金額は少ないということなのですが、令和3年度と4年度に大口の収益が得られたというところがあるので、これを差し引くと大体平均的に6億から8億ぐらいを推移しているというイメージでいいのでしょうか。直近の令和5年度が約6億円が一番低いのですが、年々回収するものもなくなってくると思います。そうすると、この約6億円というのも、単純に8億と比較して低いというふうには言えないのではないかと若干思ったのですが、その辺りをどのように評価すればいいのか教えていただけますか。

【企画政策課課長代理】

まず令和5年度の効果額が最も低い理由について御説明をさせていただきます。その主な要因としては、債権徴収の推進事業の効果額によるものと考えております。債権徴収の関係の効果額については、令和2年度が約4億5,600万円、令和3年度が約4億2,900円、令和4年度が約3億4,200万円だったところ、令和5年度につきましては約1億7,800万円となっておりまして、令和2年度と比較しますと2億7,000万円ほど低い金額になっております。こちらの債権の効果額は、前年度からの収納率の向上分を基にして算出をしておりますところ、対象の債権のうち、国民健康保険税につきましては、令和元年度から2年度にかけての収納率の向上がプラス2.83ポイントありましたところ、令和4年度から5年度にかけての向上分が0.36ポイントにとどまっております、そちらがその要因と考えております。その理由としましては、この債権を所管する保険年金課では、窓口業務の委託を進めておりまして、委託した業務に携わっていた職員を、債権の回収に振り向けることで、ここ数年、収納率の大きな向上が続いていましたが、それが昨年の令和5年度は向上分の伸び率が少し鈍化してきた状況にあることが、この効果額の減少に繋がっているものと考えております。

なお、こちらの債権徴収以外の他の事業につきましては、例えば有料広告推進事業では、令和2年度の効果が約3,000万円だったところ、令和5年度は約4,500万円と1,500万円増加しております。また、ネーミングライツ導入等事業でも、令和2年度が約2,500万円だったところ、令和5年度は5,000万円と2,500万円増加しております。それから寄付金活用事業におきまして、令和2年度が約4,100万円だったところ、令和5年度は約1億700万円と6,600万円増加となっておりまして、効果額がこの4年間で

順調に増加している事業も多くございます。

【委員長】

国民健康保険税のところがよく聞き取れなかったのですが、窓口業務を委託して、2.83だったのが0.36に落ちてしまったという部分について、再度説明をしていただけますか。

【企画政策課課長代理】

窓口業務を委託することで生まれた余剰の人員を債権の回収に振り向けることで、保険年金課では国民健康保険税の収納率を大きく向上させることができたということで、それによって令和2年度はプラス2.83ポイントという大きな効果があり、令和3年度もプラス2.68ポイント、令和4年度もプラス2.1ポイントということで、令和2、3、4年度は大きな伸び率を示していました。それが令和5年度につきましては、収納率自体は向上しておりますが、プラス0.36ポイントにとどまり、これまでの3年間と比べると、伸び率の方が落ち着いてきたような状況でございます。

【委員長】

収納率が下がっているわけではなくて、向上の度合いが少し落ち着いてきたということですね。了解いたしました。

【委員長】

資料2の8ページ目(1)民間活力の活用について、令和2年度から5年度にかけて給食業務を中心に委託しているように見受けられるのですけれども、民活はその他にも公園の整備とかもあると思いますが、給食が本丸になるのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

給食の関係の委託がこの期間にあったということで、特に給食業務が本丸というわけではありません。まんべんなくあらゆる業務について、必要があれば民間活力の導入を進めていくべきと考えております。

【守屋委員】

債権回収の件で確認させていただきたいのですが、今は弁護士に回収業務を委託しているのは、病院だけでしょうか、それとも病院以外も委託しているのでしょうか。それから、弁護士に委託する基準はあるのでしょうか。例えば、何年経過したものとか金額とか、基準が明確に決まっているなら教えていただきたい。

【企画政策課課長代理】

債権の委託の関係の御質問でございますが、現状は市民病院での回収業務の委託のみですが、他の

債権についても弁護士法人への委託を検討しています。ただ、個別の債権での委託となりますと、金額的にまとまった額を用意できないというところもありますし、契約等の事務手続きも煩雑になりますので、当課の方で庁内の債権をある程度取りまとめて一括して委託をする方向で検討をしているところでございます。委託する債権の基準でございますが、病院の方から債務者に働きかけを行っても反応がない債権については弁護士に委託をしているという基準になっているかと思います。期間としては、未収が発生して3ヶ月以上経過したものを委託するという設定もしているようでございます。

【委員長】

弁護士法人の選定方法は随意契約でしょうか。

【企画政策課課長代理】

プロポーザルに4つの弁護士法人が参加して選定しています。

【守屋委員】

弁護士法人に委託した債権に関しては、何%ぐらい回収できているのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

令和6年の1月時点の数字になりますけども、6,500万円ほど弁護士法人に委託をした中で、回収額は約1,000万円であり、割合としますと16%ぐらいの回収率となっております。

【守屋委員】

回収できなかったものは不納欠損にしてしまうのですか。

【企画政策課課長代理】

回収できなかったものについては、市民病院の方で回収の働きかけをしているものと思いますが、最終的に回収ができず、時効期間が経過したものについては、債務者による時効の援用がなされれば、時効により消滅となりまして不納欠損という流れになるかと思っています。

【守屋委員】

あまり回収率は良くないですね。

【企画政策課課長代理】

職員だけで回収していたときと比較すると、回収の状況は改善されているものと考えております。

【守屋委員】

どのくらい改善されているのですか。1,000万に対する費用対効果はどのように思っていますか。

【企画政策課課長代理】

完全成功報酬制ということから、弁護士にお支払いする費用というのは、あくまで回収できた分のみということになりますので、市の方でそれ以外の負担をするということとはございません。それから回収状況についても、市の職員では回収が難しい債権を委託した中での16%程度の回収率ということですので、一定の評価ができるものと捉えております。

【守屋委員】

弁護士さんの専門は訴訟だと思いますが、その前の内容証明などの手続きは職員でもできますよね。そのあたりは努力をなさっているのでしょうか、それとも丸投げしているのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

督促や催告など必要な対応については職員の方でも、もちろん行っているところでございますが、なかなか職員では回収に応じてくれない方もおられるようでして、そうした際には弁護士の方を通しますと、お支払いいただけるようなケースもあるというふうに伺っております。

【守屋委員】

民間企業では法務部のような専門分野がありますが、市ではそのような分野というのはないのでしょうか。法務部みたいな部署で対応するという事はないということでしょうか。

【今井副市長】

税の方の話になりますが、納税課では徴収の担当の中に特別整理担当という専門部署を設置しております。このように人員体制を整備したり、あるいはデジタル的なツールを整備したり、いろいろな手法に取り組んでおります。最近では不動産の差押え等も職員の手で実施をしています。ですから、決して弁護士さんに丸投げということではなくて、職員でできるものについては、かなりの部分まで手をつけている状況でございます。どうしてもその相手方の状況などにより、職員の手には負えないというようなものを弁護士さんに委託しているという状況かと思えます。

【委員長】

整理すると、行政の債権には公債権と私債権があつて、公債権は法律に根拠のある債権です。租税債権は公債権で、こちらの方は国税徴収法という法律の中で、行政に強制執行権が規定されているので、強制徴収公債権といいますが、これは自治体や税務署の方で差押えをして回収できるものです。その他の、例えば家賃債権とか医療費は契約に基づいて発生する債権の私債権で、こちらには行政に対する強制徴収権は法律で認められていません。そうすると内容証明郵便を送るところは、まさに次は裁判だという事前予告になりますので、弁護士さんの仕事になってくるのかなと思います。その前の督促とか、お支払いがされていけませんので、何日までに振り込んでくださいというようなお知らせレベルであれば行政ができますけれども、何月何日までに払わなければ差し押さえるという意

思表示は私債権ではできないですね。となると、ここからの仕事は内容証明郵便を送って、何月何日までに払わなければ裁判を起こしますというのは弁護士の仕事になってきます。弁護士さんは、多分回収しやすいところから回収していると思います。回収の優先順位は多分弁護士の方で考えていらっしゃると思います。回収すれば回収するほど報酬が増えるわけですから、回収をやめるというような発想は弁護士には多分ないと思います。回収率は今のところ16%ということですが、今後継続的に回収はしていくと思いますし、時効にかかるものから先に押さえていかないと取りはぐれてしまうとか、まだ5年時効があるなら後回しにするとか、そのような判断で弁護士さんは多分動くと思いますので、徐々に回収率は上がっていくのではないかなとは想像します。

【委員長】

次に「3 その他」でございしますが、全体を通じて何かございますでしょうか。

～特になし～

【委員長】

本日の議題は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。